

# イーサネット通信サービス契約約款

(S T - W A Nダイレクトコネクト)

2024年4月16日

株式会社 S T N e t

# 目 次

第1章 総則	1
第1条 約款の適用	1
第2条 約款の変更	1
第3条 用語の定義	1
第2章 ST-WANダイレクトコネクトの品目	3
第4条 ST-WANダイレクトコネクトの品目	3
第3章 ST-WANダイレクトコネクトの提供区域	3
第5条 ST-WANダイレクトコネクトの提供区域	3
第4章 契約	3
第6条 契約の単位	3
第7条 共同契約	3
第8条 契約申込の方法	3
第9条 契約申込の承諾	3
第10条 最低利用期間	4
第11条 品目の変更	4
第12条 契約者回線の利用の一時中断	4
第13条 ST-WANダイレクトコネクト契約に基づく権利の譲渡の禁止	4
第14条 契約者が行うST-WANダイレクトコネクト契約の解除	4
第15条 当社が行うST-WANダイレクトコネクト契約の解除	4
第16条 その他の提供条件	5
第5章 附帯サービス	
第17条 附帯サービス	5
第6章 利用中止及び利用停止	5
第18条 利用中止	5
第19条 利用停止	5
第7章 ST-WANダイレクトコネクトの利用の制限	6
第20条 ST-WANダイレクトコネクトの利用の制限	6
第8章 料金等	6
第21条 料金及び工事に関する費用	6
第22条 料金の支払義務	7
第23条 手続きに関する料金の支払義務	7
第24条 工事費の支払義務	7
第25条 料金の計算方法等	7
第26条 料金支払いの連帯責任	8
第27条 割増金	8
第28条 遅延損害金	8

第9章 保守	8
第29条 契約者の維持責任	8
第30条 契約者の切分責任	8
第31条 修理又は復旧の順位	8
第10章 損害賠償	9
第32条 責任の制限	9
第33条 免責	9
第11章 雑則	10
第34条 承諾の限界	10
第35条 利用に係る契約者の義務	10
第36条 他人に使用させる場合の契約者の義務	10
第37条 技術的事項及び技術参考資料の閲覧	10
第38条 契約者の氏名等の通知	11
第39条 協定事業者からの通知	11
第40条 法令に規定する事項	11
第41条 閲覧	11
別記	12
1 クラウドサービス事業者	13
2 ST-WANダイレクトコネクトの提供区域等	13
3 契約者の地位の承継	13
4 契約者の氏名等の変更当社の維持責任	13
5 附帯サービス(仮想ルータ)の提供	13
6 新聞社等の基準	14
7 協定事業者	14
8 当社の維持責任	14
料金表	15
通則	17
第1表 料金	19
第1 ST-WANダイレクトコネクトに関する料金	19
第2 手続きに関する料金	23
第2表 工事に関する費用	24
第1 ST-WANダイレクトコネクトに関する工事費	24
別表	26
別表 基本的な技術的事項	27
附則	28

# 第 1 章 総 則

## (約款の適用)

- 第 1 条 当社は、イーサネット通信サービス契約約款（ST-WANダイレクトコネクト）（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりイーサネット通信サービス（ST-WANダイレクトコネクト）（以下「ST-WANダイレクトコネクト」といいます。）を提供します。
- 2 本条のほか、当社は、ST-WANダイレクトコネクトに附帯するサービスをこの約款により提供します。

## (約款の変更)

- 第 2 条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

## (用語の定義)

- 第 3 条 この約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 イーサネット網	主としてデータ通信の用に供することを目的として、イーサネットフレームにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれの付属設備をいいます。以下同じとします。）
4 ST-WANダイレクトコネクト	イーサネット網を利用して行う電気通信サービス
4の1 ST-WANダイレクトコネクト（クラウド接続）	ST-WANダイレクトコネクトにおいて、クラウドサービス事業者と直接接続するサービス
4の2 ST-WANダイレクトコネクト（DC接続）	ST-WANダイレクトコネクトにおいて、別途定めるデータセンター契約約款のPowericoのハウジングサービスおよびコロケーションサービスをご契約のお客さまの設備より、株式会社アット東京の大阪データセンター（DC12）の間を直接接続するサービス
5 ST-WANダイレクトコネクト取扱所	ST-WANダイレクトコネクトに関する業務を行う当社の事業所
6 ST-WANダイレクトコネクト取扱局	電気通信設備を設置し、それによりST-WANダイレクトコネクトを提供する事業所
7 クラウドサービス事業者	ST-WANダイレクトコネクトを使用して接続する当社が指定したクラウドサービスを提供する事業者
8 ST-WANダイレクトコネクト契約	当社からST-WANダイレクトコネクトの提供を受けるための契約
9 契約者	当社とST-WANダイレクトコネクト契約を締結している者
10 収容局設備	ST-WANダイレクトコネクト契約に基づいて当社が指定するST-WANダイレクトコネクト取扱局に設置する電気通信設備
11 契約者回線	収容局設備とクラウドサービス事業者を接続する回線

12 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
13 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
14 協定事業者	当社と個別に協定を締結し、当社の収容局設備とクラウドサービス事業者の設備の間に設置される設備を有する事業者
15 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
16 タイプ I	別途定める高速イーサネット網サービス契約約款（ST-WANサービス契約約款）のパブリッククラウドL2GWをご契約の四国のお客さま拠点よりST-WANダイレクトコネク（クラウド接続）を利用するもの（ST-WAN網接続型）
17 タイプ II	別途定めるデータセンターサービス契約約款に規定するサービス（プレミアムに限る）および「STクラウドサーバーサービス契約約款」に規定するSTクラウドサーバーサービス（タイプ2、タイプ4に限る）および「第4次高知県情報ハイウェイ接続サービス利用規約」に規定するクラウドGW機能よりST-WANダイレクトコネク（クラウド接続）を利用するもの（Powericoハウジングラック接続型）
18 ガバメントクラウド	中央省庁や独立行政法人、地方自治体などの行政機関が、行政システムをクラウドサービスとして共同利用できるようにしたデジタル庁が整備する政府共通のクラウドサービスの利用環境

## 第 2 章 S T - W A N ダ イ レ ク ト コ ネ ク ト の 品 目

(S T - W A N ダ イ レ ク ト コ ネ ク ト の 品 目)

第 4 条 S T - W A N ダ イ レ ク ト コ ネ ク ト に は、次 の 種 類 お よ び タ イ プ が あ り ま す。

種 類	タ イ プ	内 容
1 S T - W A N ダ イ レ ク ト コ ネ ク ト (ク ラ ウ ド 接 続)	タ イ プ I : S T - W A N 網 接 続 型	料 金 表 に 定 め る と ころ に よ る
	タ イ プ II : P o w e r i c o ハ ウ ジ ン グ ラ ッ ク 接 続 型	
2 S T - W A N ダ イ レ ク ト コ ネ ク ト (D C 接 続)	—	料 金 表 に 定 め る と ころ に よ る

2 S T - W A N ダ イ レ ク ト コ ネ ク ト (ク ラ ウ ド 接 続) は、別 記 1 に 定 め る ク ラ ウ ド サ ー ビ ス 事 業 者 と の 接 続 を 提 供 し ま す。

## 第 3 章 S T - W A N ダ イ レ ク ト コ ネ ク ト の 提 供 区 域

(S T - W A N ダ イ レ ク ト コ ネ ク ト の 提 供 区 域)

第 5 条 当 社 の S T - W A N ダ イ レ ク ト コ ネ ク ト は、別 記 2 に 定 め る 提 供 区 域 に お い て 提 供 し ま す。

## 第 4 章 契 約

(契 約 の 単 位)

第 6 条 当 社 は、契 約 者 回 線 1 回 線 ご と に 1 の S T - W A N ダ イ レ ク ト コ ネ ク ト 契 約 を 締 結 し ま す。

(共 同 契 約)

第 7 条 当 社 は、1 の 契 約 者 回 線 に つ い て 契 約 者 が 2 人 以 上 と な る S T - W A N ダ イ レ ク ト コ ネ ク ト 契 約 (以 下 「共 同 契 約」 と い い ま す。) を 締 結 し ま す。

2 前 項 の 場 合、契 約 者 の う ち 1 人 を 当 社 に 対 す る 代 表 者 と 定 め、こ れ を 届 け 出 て い た だ き ま す。こ れ を 変 更 し た と き も 同 じ と し ま す。

(契 約 申 込 の 方 法)

第 8 条 S T - W A N ダ イ レ ク ト コ ネ ク ト 契 約 (ク ラ ウ ド 接 続) の 申 込 み を す る と き は、次 に 掲 げ る 事 項 に つ い て 記 載 し た 当 社 所 定 の 契 約 申 込 書 を S T - W A N ダ イ レ ク ト コ ネ ク ト 取 扱 所 に 対 し 提 出 し て い た だ き ま す。

- (1) 品 目
- (2) 接 続 先 ク ラ ウ ド サ ー ビ ス 名 称、接 続 リ ー ジ ョ ン
- (3) そ の 他 契 約 申 込 み の 内 容 を 特 定 す る た め の 事 項

2 ST-WANダイレクトコネクト契約（DC接続）の申込をするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をST-WANダイレクトコネクト取扱所に対し提出していただきます。

- (1) 品目
- (2) その他契約申込みの内容を特定するための事項

#### （ST-WANダイレクトコネクト契約申込の承諾）

**第 9 条** 当社は、ST-WANダイレクトコネクト契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのST-WANダイレクトコネクト契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 契約申込のあった契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 契約申込をした者が、ST-WANダイレクトコネクト契約の料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 契約申込にあっては、その接続に係る協定事業者の承諾を得られないとき。
- (4) ST-WANダイレクトコネクトを提供すること又は保守することが技術上著しく困難なとき
- (5) その他当社の業務の遂行上、著しい支障があるとき。

#### （最低利用期間）

**第 10 条** ST-WANダイレクトコネクトについては、料金表第1表（料金）に定めるところにより、最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、ST-WANダイレクトコネクトの提供を開始した日から起算して1年間とします。ただし、別記に定める付帯サービス「共同利用型GW」を契約する場合に限り、最低利用期間は、ST-WANダイレクトコネクトの提供を開始した日から起算して5年間とします。

3 契約者は、前項の最低利用期間内にST-WANダイレクトコネクト契約の解除又は契約の品目の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表（料金）に規定する額を支払っていただきます。

#### （品目の変更）

**第 11 条** 契約者は、ST-WANダイレクトコネクトの品目の変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第9条（ST-WANダイレクトコネクト契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

#### （契約者回線の利用の一時中断）

**第 12 条** 当社は、契約者から請求があったときは、契約者回線の利用の一時中断（その契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

#### （ST-WANダイレクトコネクト契約に基づく権利の譲渡の禁止）

**第 13 条** 契約者がST-WANダイレクトコネクト契約に基づいてST-WANダイレクトコネクトの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

#### （契約者が行うST-WANダイレクトコネクト契約の解除）

**第 14 条** 契約者は、ST-WANダイレクトコネクト契約を解除しようとするときは、そのことを

あらかじめST-WANダイレクトコネクト取扱所に当社所定の解除通知書により通知していただきます。

#### (当社が行うST-WANダイレクトコネクトの解除)

- 第 15 条** 当社は、第19条（利用停止）の規定によりST-WANダイレクトコネクトの利用を停止された契約者回線について、契約者がなおその事実を解消しないとき、その契約者回線に係るST-WANダイレクトコネクト契約を解除することがあります。
- 2 当社は、契約者が第19条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、契約者回線の利用停止をしないでその契約者回線に係るST-WANダイレクトコネクト契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定により、そのST-WANダイレクトコネクト契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことをお知らせします。

#### (その他の提供条件)

- 第 16 条** ST-WANダイレクトコネクトに係るその他の提供条件については、別記3及び4に定めるところによります。

## 第 5 章 附 帯 サ ー ビ ス

#### (附帯サービス)

- 第 17 条** ST-WANダイレクトコネクトに関する附帯サービスの取扱いについては、別記5に定めるところによります。

## 第 6 章 利 用 中 止 及 び 利 用 停 止

#### (利用中止)

- 第 18 条** 当社は、次の場合には、ST-WANダイレクトコネクトの利用を中止することがあります。
- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第20条（ST-WANダイレクトコネクトの利用の制限等）の規定により、ST-WANダイレクトコネクトの利用を中止するとき。
- (3) その他本サービスの提供が技術的に困難となった場合
- 2 当社は、前項の規定によりST-WANダイレクトコネクトの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### (利用停止)

- 第 19 条** 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間（そのST-WANダイレクトコネクトの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要すること

となったST-WANダイレクトコネクットの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。)が支払われないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのST-WANダイレクトコネクットの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払われないとき。
- (2) 第33条(利用に係る契約者の義務)又は第34条(他人に使用させる場合の契約者の義務)の規定に違反したとき。
- (3) 当社の承諾を得ずに、契約者回線に当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- (4) 契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備、クラウドサービス事業者の設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。

2 当社は、前項の規定によりST-WANダイレクトコネクットの利用停止をしようとするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者にお知らせします。

## 第7章 ST-WANダイレクトコネクットの利用の制限

### (ST-WANダイレクトコネクットの利用の制限)

**第20条** 当社は、ST-WANダイレクトコネクットの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り)以外の契約者回線による利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関 警察機関(海上保安機関を含みます。以下同じとします。) 防衛機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信の確保に直接関係がある機関 電力の供給の確保に直接関係がある機関 ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関 選挙管理機関 別記6に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関 預貯金業務を行う金融機関 国又は地方公共団体の機関

2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

## 第 8 章 料金等

### (料金及び工事に関する費用)

第 21 条 当社が提供する ST-WAN ダイレクトコネクト及び附帯サービスの料金は、料金表第 1 表 (料金) に定めるところによります。

2 当社が提供する ST-WAN ダイレクトコネクト及び附帯サービスの工事に関する費用は、料金表第 2 表 (工事に関する費用) に定めるところによります。

(注) 本条第 1 項に規定する料金は、当社が提供する ST-WAN ダイレクトコネクトの態様に応じて、基本回線料金、東京リージョン接続回線料金および附帯サービス (仮想ルータ) 利用料金を合算したものとします。

### (料金の支払義務)

第 22 条 契約者は、その ST-WAN ダイレクトコネクト契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して、ST-WAN ダイレクトコネクト契約の解除があった日の前日までの期間 (提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。) について、料金表第 1 表 (料金) に規定する料金を支払っていただきます。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により ST-WAN ダイレクトコネクトを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 次の場合は、契約者は、その期間中の料金を支払っていただきます。

- ア 利用の一時中断をしたとき。
- イ 利用停止があったとき。

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除いて、ST-WAN ダイレクトコネクトを利用できなかった期間中の料金を支払っていただきます。

区 別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由によりその契約者回線が全く利用出来ない状態 (その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。) が生じた場合、又は一部が全く利用出来ない状態が生じた場合、当社がそのことを知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が継続したとき。	左記の契約者回線が全く利用出来ない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間 (24 時間の倍数である部分に限ります。) について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその契約者回線に係る利用額 (一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額。)

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金をお返しします。

### (手続きに関する料金の支払義務)

第 23 条 契約者は、ST-WAN ダイレクトコネクト契約に係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に規定する手続きに関する料金を支払っていただきます。

### (工事費の支払義務)

第 24 条 契約者は、ST-WAN ダイレクトコネクト契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 2 表第 1 (工事費) に規定する工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の着手前に ST-WAN ダイレクトコネクト契約の解除又はその工事の請求の取消し

(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費をお返しします。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

#### (料金の計算方法等)

**第 25 条** 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払い方法は、料金表通則に定めるところによります。

#### (料金支払いの連帯責任)

**第 26 条** 共同契約を締結している各契約者は、契約者が支払うべき料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務の支払いについて、連帯して責任を負っていただきます。

#### (割増金)

**第 27 条** 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

#### (遅延損害金)

**第 28 条** 契約者は、料金その他の債務(遅延損害金を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、年10%の割合で計算して得た額を遅延損害金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

## 第 9 章 保 守

#### (契約者の維持責任)

**第 29 条** 契約者は、契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

#### (契約者の切分責任)

**第 30 条** 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であつて、契約者回線又はその他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備もしくはクラウドサービス事業者の設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、ST-WANダイレクトコネクタ取扱局において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
- 3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備もし

くはクラウドサービス事業者の設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

**(修理又は復旧の順位)**

**第 31 条** 当社は、契約者回線が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第 19 条（ST-WANダイレクトコネクトの利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその契約者回線を修理し、又は復旧します。この場合において、第 1 順位及び第 2 順位の契約者回線は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記 6 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第 1 順位となるものを除きます。）
3	第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的にその経路を変更することがあります。

## 第 10 章 損害賠償

**(責任の制限)**

**第 32 条** 当社は、ST-WANダイレクトコネクトを提供すべき場合において、当社又は別記 7 に定める協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その ST-WANダイレクトコネクトが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、ST-WANダイレクトコネクトが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。以下この条において同じとします。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその

ST-WANダイレクトコネクトに係る料金額（そのST-WANダイレクトコネクトの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 当社の故意又は協定事業者の故意又は重大な過失によりST-WANダイレクトコネクトの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(注) 本条第2項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

#### (免責)

**第 33 条** 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

## 第 1 1 章 雑 則

#### (承諾の限界)

**第 34 条** 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした契約者にお知らせします。ただし、この約款に別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

#### (利用に係る契約者の義務)

**第 35 条** 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (2) 当社がST-WANダイレクトコネクト契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がST-WANダイレクトコネクト契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4) 契約者回線を善良な管理者の注意をもって保管すること。

2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

#### (他人に使用させる場合の契約者の義務)

**第 36 条** 契約者は、その契約者回線を契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

- (1) 契約者は、前条の規定の適用については、善良な管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、その契約者回線を使用する者の行為についても、当社に対し責任を負っていただきます。
- (2) 契約者は、そのST-WANダイレクトコネクトに関する料金又は工事に関する費用のうち、その契約者回線を使用する者の使用によるものについても、当社に対して支払いの責任を負っていただきます。
- (3) 契約者は、当社が別に定める事項について、その契約者回線に接続する自営端末設備又は自営

電気通信設備のうち、その契約者回線を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負っていただきます。

(注) 本条第3号に規定する当社が別に定める事項は、次に掲げるこの約款の規定の適用とします。

第29条 (契約者の維持責任)

第30条 (契約者の切分責任)

#### (技術的事項及び技術参考資料の閲覧)

**第37条** ST-WANダイレクトコネクトにおける基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

#### (契約者の氏名等の通知)

**第38条** 当社は、協定事業者から請求があったときは、契約者（その協定事業者とST-WANダイレクトコネクトを利用する上で必要な契約を締結している者に限ります。）の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

#### (協定事業者からの通知)

**第39条** 契約者は、当社が料金又は工事に関する費用の適用に当たり必要があるときは、協定事業者からその料金又は工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

#### (法令に規定する事項)

**第40条** ST-WANダイレクトコネクトの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記8に定めるところによります。

#### (閲覧)

**第41条** この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

# 別 記

## 別記

### 1 クラウドサービス事業者

(1) 提供可能なクラウドサービス事業者、クラウドサービス名称は次に掲げるものとします。

クラウドサービス事業者	クラウドサービス名称	接続リージョン
Amazon Web Services, Inc	Amazon Web Services (AWS)	大阪
Google LLC	Google Cloud	大阪
Microsoft Corporation	Microsoft Azure	大阪
International Business Machines Corporation	IBM Cloud	大阪
Oracle Corporation	Oracle Cloud Infrastructure (OCI)	大阪

(2) クラウドサービス事業者との接続場所は、追加料金をいただくことで、東京リージョンとの接続を提供いたします。提供料金は、料金表第1表に定めます。

### 2 ST-WANダイレクトコネクットの提供区域

当社のST-WANダイレクトコネクットの提供区域は、次に掲げる区域とします。

(1) ST-WANダイレクトコネクット（クラウド接続）

県の区域
香川県、徳島県、高知県、愛媛県

(2) ST-WANダイレクトコネクット（DC接続）

データセンターのうち当社が指定するものにおいて提供します。
-------------------------------

### 3 契約者の地位の承継

(1) 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、速やかにST-WANダイレクトコネクット取扱所に通知していただきます。

(2) (1) の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを通知していただきます。これを変更したときも同様とします。

(3) 当社は、(2) の規定による代表者の通知があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。

### 4 契約者の氏名等の変更

契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、速やかにST-WANダイレクトコネクット取扱所に通知していただきます。

### 5 附帯サービスの提供

(1) 仮想ルータの提供

当社は、ST-WANダイレクトコネクット（クラウド接続）のタイプⅠおよびタイプⅡの契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、仮想ルータ（クラウドサービスと接続するため、仮想的にお客さま専用のルータを作成し、そのルータ機能を提供するものをいいます。以下、同じとします。）を提供します。

(2) 共同利用型GWの提供

当社は、ST-WANダイレクトコネクット（クラウド接続）タイプⅡにおいて、共同契約の契約者からガバメントクラウドの利用に関する請求があったときは、当社が別に定めるところにより、共同利用型GW（ガバメントクラウドと接続するため、共同利用型のGWを作成し、そのGW機能を提供

するものをいいます。以下、同じとします。)を提供します。

#### 6 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準の全てを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は 論議することを目的としてあまねく発売されること (2) 発行部数が1の題号について8,000部以上である こと
2 放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の 免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備 えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするた めのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供 給することを主な目的とする通信社

#### 7 協定事業者

- ・株式会社アット東京

#### 8 当社の維持責任

当社は、当社の設置した契約者回線等を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

# 料 金 表

## 料 金 表 目 次

通則	17
第1表 料金	
第1 ST-WANダイレクトコネクトおよび附帯サービスに関する料金	19
1 適用	
2 料金額	
第2表 工事に関する費用	24
第1 ST-WANダイレクトコネクトおよび附帯サービスに関する工事費	24
1 適用	
2 工事費の額	

## 通 則

### (料金の計算方法)

- 1 当社は、契約者がその契約に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められている料金（以下この条において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
  - (1) 暦月の初日以外の日により契約者回線の提供の開始があったとき。
  - (2) 暦月の初日以外の日によりST-WANダイレクトコネクト契約の解除があったとき。
  - (3) 暦月の初日に契約者回線の提供を開始し、その日にそのST-WANダイレクトコネクト契約の解除があったとき。
  - (4) (1) から (3) の場合を除いて、暦月の初日以外の日により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
  - (5) 第21条（料金の支払義務）第2項第2号の表の規定に該当するとき。
- 4 3の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。

### (端数処理)

- 5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

### (料金等の支払い)

- 6 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定するST-WANダイレクトコネクト取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 7 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

### (料金等の一括後払い)

- 8 当社は、当社に特別の事情がある場合は、7の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

### (前受金)

- 9 当社は、料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

(注) 9に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

### (消費税相当額の加算)

- 10 第21条（料金の支払義務）及び第22条（工事費の支払義務）の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。））に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

なお、支払を要するものとされている額と料金表に表示する税込価格（税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）により計算した額とは差異が生じる場合があります。

(注) この料金表に表示する括弧内の額は税込価格を表します。

(料金等の臨時減免)

- 11 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。
- 12 当社は、前項の規定により、料金等の減免を行ったときは、ホームページに掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

第1表 料金

第1 ST-WANダイレクトコネクトに関する料金

1 適用

区 分	内 容		
(1) 品目に係る料金の適用	ア 当社は、ST-WANダイレクトコネクトの品目に係る料金額を適用するにあたって、次のとおり品目を定めます。 (ア) ST-WANダイレクトコネクト (クラウド接続) A タイプⅠ (ST-WAN網接続型) (a) 基本回線		
	クラウドサービス名称	品 目	
	Amazon Web Services (AWS)	100Mb/s	100Mb/s の符号伝送が可能なもの
		200Mb/s	200Mb/s の符号伝送が可能なもの
		500Mb/s	500Mb/s の符号伝送が可能なもの
		1Gb/s	1Gb/s の符号伝送が可能なもの
	Google Cloud	100Mb/s	100Mb/s の符号伝送が可能なもの
		200Mb/s	200Mb/s の符号伝送が可能なもの
		500Mb/s	500Mb/s の符号伝送が可能なもの
		1Gb/s	1Gb/s の符号伝送が可能なもの
	Microsoft Azure	100Mb/s	100Mb/s の符号伝送が可能なもの
		200Mb/s	200Mb/s の符号伝送が可能なもの
		500Mb/s	500Mb/s の符号伝送が可能なもの
		1Gb/s	1Gb/s の符号伝送が可能なもの
	IBM Cloud	100Mb/s	100Mb/s の符号伝送が可能なもの
		200Mb/s	200Mb/s の符号伝送が可能なもの
		500Mb/s	500Mb/s の符号伝送が可能なもの
		1Gb/s	1Gb/s の符号伝送が可能なもの
	Oracle Cloud Infrastrucuture (OCI)	100Mb/s	100Mb/s の符号伝送が可能なもの
		200Mb/s	200Mb/s の符号伝送が可能なもの
		500Mb/s	500Mb/s の符号伝送が可能なもの
		1Gb/s	1Gb/s の符号伝送が可能なもの
	(b) 東京リージョン接続回線		
	品 目	内 容	
	100Mb/s	100Mb/s の符号伝送が可能なもの	
	200Mb/s	200Mb/s の符号伝送が可能なもの	
	500Mb/s	500Mb/s の符号伝送が可能なもの	
1Gb/s	1Gb/s の符号伝送が可能なもの		
B タイプⅡ (Powericoハウジングラック接続型) (a) 基本回線			
クラウドサービス名称	品 目	内 容	
Amazon Web Services (AWS)	100Mb/s	100Mb/s の符号伝送が可能なもの	
	200Mb/s	200Mb/s の符号伝送が可能なもの	
	500Mb/s	500Mb/s の符号伝送が可能なもの	
	1Gb/s	1Gb/s の符号伝送が可能なもの	
Google Cloud	100Mb/s	100Mb/s の符号伝送が可能なもの	
	200Mb/s	200Mb/s の符号伝送が可能なもの	
	500Mb/s	500Mb/s の符号伝送が可能なもの	
	1Gb/s	1Gb/s の符号伝送が可能なもの	

	Microsoft Azure	100Mb/s	100Mb/s の符号伝送が可能なもの																							
		200Mb/s	200Mb/s の符号伝送が可能なもの																							
		500Mb/s	500Mb/s の符号伝送が可能なもの																							
		1Gb/s	1Gb/s の符号伝送が可能なもの																							
	IBM Cloud	100Mb/s	100Mb/s の符号伝送が可能なもの																							
		200Mb/s	200Mb/s の符号伝送が可能なもの																							
		500Mb/s	500Mb/s の符号伝送が可能なもの																							
		1Gb/s	1Gb/s の符号伝送が可能なもの																							
	Oracle Cloud Infrastructure (OCI)	100Mb/s	100Mb/s の符号伝送が可能なもの																							
		200Mb/s	200Mb/s の符号伝送が可能なもの																							
		500Mb/s	500Mb/s の符号伝送が可能なもの																							
		1Gb/s	1Gb/s の符号伝送が可能なもの																							
(b) 東京リージョン接続回線																										
	品目	内 容																								
	100Mb/s	100Mb/s の符号伝送が可能なもの																								
	200Mb/s	200Mb/s の符号伝送が可能なもの																								
	500Mb/s	500Mb/s の符号伝送が可能なもの																								
	1Gb/s	1Gb/s の符号伝送が可能なもの																								
(イ) ST-WANダイレクトコネクト (DC接続)																										
(a) 基本回線																										
	品目	内 容																								
	100Mb/s	100Mb/s の符号伝送が可能なもの																								
	200Mb/s	200Mb/s の符号伝送が可能なもの																								
	500Mb/s	500Mb/s の符号伝送が可能なもの																								
	1Gb/s	1Gb/s の符号伝送が可能なもの																								
(2) 付帯サービスに係る料金の適用	<p>ア 当社は、ST-WANダイレクトコネクトの付帯サービスに係る料金額を適用するにあたって、次のとおり品目を定めます。</p> <p>(ア) ST-WANダイレクトコネクト (クラウド接続)</p> <p>A 仮想ルータ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>付帯サービス</th> <th>品目</th> <th colspan="2">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">仮想ルータ</td> <td>100Mb/s</td> <td colspan="2">100Mb/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>200Mb/s</td> <td colspan="2">200Mb/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>500Mb/s</td> <td colspan="2">500Mb/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1Gb/s</td> <td colspan="2">1Gb/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>B 共同利用型GW</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>付帯サービス</th> <th colspan="2">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共同利用型GW</td> <td colspan="2">共同契約者の利用において、最大 1Gb/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>			付帯サービス	品目	内 容		仮想ルータ	100Mb/s	100Mb/s の符号伝送が可能なもの		200Mb/s	200Mb/s の符号伝送が可能なもの		500Mb/s	500Mb/s の符号伝送が可能なもの		1Gb/s	1Gb/s の符号伝送が可能なもの		付帯サービス	内 容		共同利用型GW	共同契約者の利用において、最大 1Gb/s の符号伝送が可能なもの	
付帯サービス	品目	内 容																								
仮想ルータ	100Mb/s	100Mb/s の符号伝送が可能なもの																								
	200Mb/s	200Mb/s の符号伝送が可能なもの																								
	500Mb/s	500Mb/s の符号伝送が可能なもの																								
	1Gb/s	1Gb/s の符号伝送が可能なもの																								
付帯サービス	内 容																									
共同利用型GW	共同契約者の利用において、最大 1Gb/s の符号伝送が可能なもの																									

<p>(3) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用</p>	<p>ア ST-WANダイレクトコネクトおよび附帯サービスのもの</p> <p>(ア) ST-WANダイレクトコネクトについては、長期継続利用割引の適用になるものを除いて、最低利用期間があります。</p> <p>(イ) 契約者は、最低利用期間内にST-WANダイレクトコネクト契約の解除があった場合は、第21条(料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金に相当する額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>(ウ) 契約者は、最低利用期間内に契約者回線の品目の変更又は移転があった場合は、変更又は移転前の料金の額から変更又は移転後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>(エ) ウの場合に、品目の変更と同時に契約者回線の新設又は解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の契約者回線の料金を合算して行います。</p>
---------------------------------------	---

(4)長期継続利用に係る基本回線料金の適用

ア ST-WANダイレクトコネクト（クラウド接続）タイプⅠおよびタイプⅡおよびST-WANダイレクトコネクト（DC接続）の基本回線料金に係るもの

(ア) 当社は、契約者から、そのST-WANダイレクトコネクト契約に係る契約者回線について、次表に定める期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における料金については、2の(1)の額から次表に規定する額を減額して適用します。この場合、長期継続利用には次表の2種類があり、あらかじめいずれかを1つ選択していただきます。

種 類	継続して利用する期間	基本回線料の減額（月額）
A 3年利用	3年間	2の(1)の額に0.07を乗じて得た額
B 6年利用	6年間	2の(1)の額に0.11を乗じて得た額

(イ) 長期継続利用に係る料金については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（ST-WANダイレクトコネクト契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その契約者回線の提供を開始した日）から適用します。

(ウ) 長期継続利用に係る料金の適用の対象となる期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には、契約者回線の利用の一時中断及び利用停止があった期間も含むものとします。

(エ) 当社は、長期継続利用に係る契約者回線について、そのST-WANダイレクトコネクト契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。

(オ) 長期継続利用に係る契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、新たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申し出ていただきます。

(カ) 長期継続利用期間の途中における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用期間よりも長くなる場合に限り行うことができます。

(キ) 前項の規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用の料金については、その種類の変更を当社が承諾した日から適用します。この場合、変更後の種類の長期継続利用期間の満了日については、変更前の種類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出します。

(ク) 長期継続利用に係る契約者は、長期継続利用期間の満了前にST-WANダイレクトコネクトの品目の変更により、そのST-WANダイレクトコネクト契約に係る料金が減少した場合又は長期継続利用の廃止があった場合には、それぞれに次に掲げる額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

ただし、次に掲げる支払いを要する額と既支払額との総額が通常のST-WANダイレクトコネクト契約の総支払額を下回る場合は、通常のST-WANダイレクトコネクト契約の総支払額と長期継続利用契約による既支払額との差額を、支払いを要する額とします。

区 分	支払いを要する額
A 品目の変更により料金が減少した場合	残余の期間に対応する料金の差額（減少前の料金から減少後の料金を控除して得た額をいいます。）に0.35を乗じて得た額
B 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間に対応する廃止前の料金に0.35を乗じて得た額

## 2 料金額

### (1) ST-WANダイレクトコネクトおよび附帯サービスに関する料金

#### ア ST-WANダイレクトコネクト（クラウド接続）

##### (ア) タイプⅠ（ST-WAN網接続型）に係るもの

###### A 基本回線料金

1回線ごとに

クラウドサービス名称	品目	料 金 額 (月額)	(税込価格)
Amazon Web Services (AWS)	100Mb/s	353,000 円	(388,300 円)
	200Mb/s	396,000 円	(405,900 円)
	500Mb/s	534,000 円	(587,400 円)
	1Gb/s	760,000 円	(836,000 円)
Google Cloud	100Mb/s	353,000 円	(388,300 円)
	200Mb/s	396,000 円	(405,900 円)
	500Mb/s	534,000 円	(587,400 円)
	1Gb/s	760,000 円	(836,000 円)
Microsoft Azure	100Mb/s	353,000 円	(388,300 円)
	200Mb/s	396,000 円	(405,900 円)
	500Mb/s	534,000 円	(587,400 円)
	1Gb/s	760,000 円	(836,000 円)
IBM Cloud	100Mb/s	353,000 円	(388,300 円)
	200Mb/s	396,000 円	(405,900 円)
	500Mb/s	534,000 円	(587,400 円)
	1Gb/s	760,000 円	(836,000 円)
Oracle Cloud Infrastrucuture (OCI)	100Mb/s	353,000 円	(388,300 円)
	200Mb/s	396,000 円	(405,900 円)
	500Mb/s	534,000 円	(587,400 円)
	1Gb/s	760,000 円	(836,000 円)

###### B 東京リージョン接続回線料金

1回線ごとに

品目	料 金 額 (月額)	(税込価格)
100Mb/s	17,000 円	(18,700 円)
200Mb/s	31,000 円	(34,100 円)
500Mb/s	48,000 円	(52,800 円)
1Gb/s	85,000 円	(93,500 円)

##### (イ) タイプⅡ（Powericoハウジングラック接続型）に係るもの

###### A 基本回線料金

1回線ごとに

クラウドサービス名称	品目	料 金 額 (月額)	(税込価格)
Amazon Web Services (AWS)	100Mb/s	353,000 円	(388,300 円)
	200Mb/s	396,000 円	(405,900 円)
	500Mb/s	534,000 円	(587,400 円)
	1Gb/s	760,000 円	(836,000 円)
Google Cloud	100Mb/s	353,000 円	(388,300 円)
	200Mb/s	396,000 円	(405,900 円)
	500Mb/s	534,000 円	(587,400 円)

	1Gb/s	760,000 円	(836,000 円)
Microsoft Azure	100Mb/s	353,000 円	(388,300 円)
	200Mb/s	396,000 円	(405,900 円)
	500Mb/s	534,000 円	(587,400 円)
	1Gb/s	760,000 円	(836,000 円)
IBM Cloud	100Mb/s	353,000 円	(388,300 円)
	200Mb/s	396,000 円	(405,900 円)
	500Mb/s	534,000 円	(587,400 円)
	1Gb/s	760,000 円	(836,000 円)
Oracle Cloud Infrastrucuture (OCI)	100Mb/s	353,000 円	(388,300 円)
	200Mb/s	396,000 円	(405,900 円)
	500Mb/s	534,000 円	(587,400 円)
	1Gb/s	760,000 円	(836,000 円)

B 東京リージョン接続回線料金

1 回線ごとに

品目	料 金 額 (月額)	(税込価格)
100Mb/s	17,000 円	(18,700 円)
200Mb/s	31,000 円	(34,100 円)
500Mb/s	48,000 円	(52,800 円)
1Gb/s	85,000 円	(93,500 円)

(ウ) 付帯サービス (仮想ルータ) 利用料金

1 回線ごとに

仮想ルータ	品目	料金額 (月額)	(税込価格)
利用料金	100Mb/s	34,000 円	(37,400 円)
	200Mb/s	34,000 円	(37,400 円)
	500Mb/s	34,000 円	(37,400 円)
	1Gb/s	34,000 円	(37,400 円)
接続ポート料金	100Mb/s	3,400 円	(3,740 円)
	200Mb/s	4,000 円	(4,400 円)
	500Mb/s	6,700 円	(7,370 円)
	1Gb/s	11,400 円	(12,540 円)

(エ) 付帯サービス (共同利用型GW) 利用料金

1 契約者ごとに

共同利用型GW	料金額 (月額)	(税込価格)
利用料金	2,300,000 円	(2,530,000 円)

イ ST-WANダイレクトコネクト (DC接続)

A 基本回線料金

1回線ごとに

品目	料 金 額 (月額)	(税込価格)
100Mb/s	310,000 円	(341,000 円)
200Mb/s	360,000 円	(396,000 円)
500Mb/s	490,000 円	(539,000 円)
1Gb/s	700,000 円	(770,000 円)

第2 手続きに関する料金

料 金 種 別	単 位	料金額 (税込価格)
共同契約変更手数料	1回ごとに	800 円 (880 円)
備考		
1 共同契約変更手数料は、共同契約に関する変更の請求をし、その承諾を当社から受けたときに支払いを要します。		

第2表 工事に関する費用

第1 ST-WANダイレクトコネクトに関する工事費

1 適用

区 分	内 容																
(1) 工事費の適用	<p>ア 工事費は、工事を要することとなる契約者回線において、1の工事ごとに適用します。</p> <p>イ 当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。</p>																
(2) 品目等の変更、工事費の適用	品目等の変更の場合の工事費は、変更後の品目に対応する設備に関する工事に適用します。																
(3) 工事の適用区分	<p>工事の区分は次のとおりとします。</p> <p>ア ST-WANダイレクトコネクト（クラウド接続） （ア）ST-WANダイレクトコネクト（クラウド接続）タイプⅠに係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A タイプⅠに係る工事</td> <td>ST-WANダイレクトコネクト（クラウド接続）タイプⅠに係る工事に適用します。</td> </tr> <tr> <td>B タイプⅠの品目の変更に係る工事</td> <td>ST-WANダイレクトコネクト（クラウド接続）タイプⅠの品目の変更（増速・減速）に係る工事に適用します。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考</td> </tr> </tbody> </table> <p>（イ）ST-WANダイレクトコネクト（クラウド接続）タイプⅡに係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A タイプⅡに係る工事</td> <td>ST-WANダイレクトコネクト（クラウド接続）タイプⅡに係る工事に適用します。</td> </tr> <tr> <td>B タイプⅡの品目の変更に係る工事</td> <td>ST-WANダイレクトコネクト（クラウド接続）タイプⅡの品目の変更（増速・減速）に係る工事に適用します。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 Aについては、Powericoハウジング契約のラックまでの配線工事を含みます。</p>	工事の区分	適 用	A タイプⅠに係る工事	ST-WANダイレクトコネクト（クラウド接続）タイプⅠに係る工事に適用します。	B タイプⅠの品目の変更に係る工事	ST-WANダイレクトコネクト（クラウド接続）タイプⅠの品目の変更（増速・減速）に係る工事に適用します。	備考		工事の区分	適 用	A タイプⅡに係る工事	ST-WANダイレクトコネクト（クラウド接続）タイプⅡに係る工事に適用します。	B タイプⅡの品目の変更に係る工事	ST-WANダイレクトコネクト（クラウド接続）タイプⅡの品目の変更（増速・減速）に係る工事に適用します。	備考	
工事の区分	適 用																
A タイプⅠに係る工事	ST-WANダイレクトコネクト（クラウド接続）タイプⅠに係る工事に適用します。																
B タイプⅠの品目の変更に係る工事	ST-WANダイレクトコネクト（クラウド接続）タイプⅠの品目の変更（増速・減速）に係る工事に適用します。																
備考																	
工事の区分	適 用																
A タイプⅡに係る工事	ST-WANダイレクトコネクト（クラウド接続）タイプⅡに係る工事に適用します。																
B タイプⅡの品目の変更に係る工事	ST-WANダイレクトコネクト（クラウド接続）タイプⅡの品目の変更（増速・減速）に係る工事に適用します。																
備考																	

(ウ) 附帯サービス（仮想ルータ）に係るもの

工事の区分	適用
A 仮想ルータの初期設定に係る工事	仮想ルータの初期設定に係る工事に適用します。
B 仮想ルータの他クラウド追加・変更に係る工事	仮想ルータの他クラウド追加・変更に係る工事に適用します。
C 仮想ルータの簡易な設定変更に係る工事	仮想ルータの簡易な設定変更に係る工事に適用します。
備考	

(エ) 附帯サービス（共同利用型GW）に係るもの

工事の区分	適用
A 共同利用型GWの初期設定に係る工事	共同利用型GWの初期設定に係る工事に適用します。
B 共同利用型GWの簡易な設定変更に係る工事	共同利用型GWの簡易な設定変更に係る工事に適用します。
備考	

イ ST-WANダイレクトコネクト（DC接続）

(ア) ST-WANダイレクトコネクト（DC接続）に係るもの

工事の区分	適用
A DC接続に係る工事	ST-WANダイレクトコネクト（DC接続）に係る工事に適用します。
B DC接続の品目の変更に係る工事	ST-WANダイレクトコネクト（DC接続）の品目の変更（増速・減速）に係る工事に適用します。
備考 1 Aについては、Powericoハウジング契約のラックまでの配線工事を含みます。	

2 ST-WANダイレクトコネクトおよび附帯サービスに関する工事費

1の工事ごとに

工 事 の 種 類		工事費の額 (税込額)
(1) ST-WANダイレクトコネクト (クラウド接続)		
ア ST-WANダイレクトコネクト (クラウド接続) タイプⅠに係るもの	(ア) タイプⅠに係る工事	30,000円 (33,000円)
	(イ) タイプⅠの品目の変更に係る工事	2,500円 (2,750円)
イ ST-WANダイレクトコネクト (クラウド接続) タイプⅡに係るもの	(ア) タイプⅡに係る工事	30,000円 (33,000円)
	(イ) タイプⅡの品目の変更に係る工事	2,500円 (2,750円)
ウ 附帯サービス (仮想ルータ) に係るもの	(ア) 仮想ルータの初期設定に係る工事	330,000円 (363,000円)
	(イ) 仮想ルータの他クラウド追加・変更に係る工事	170,000円 (187,000円)
	(ウ) 仮想ルータの簡易な設定変更に係る工事	57,000円 (62,700円)
エ 附帯サービス (共同利用型GW) に係るもの	(ア) 共同利用型GWの初期設定に係る工事	330,000円 (363,000円)
	(イ) 共同利用型GWの簡易な設定変更に係る工事	170,000円 (187,000円)
備考 ウの附帯サービス (仮想ルータ) に係るものについては、当社が別に定める条件において、その工事に要した実費を支払っていただくことがあります。		
(2) ST-WANダイレクトコネクト (DC接続)		
ア ST-WANダイレクトコネクト (DC接続) に係るもの	(ア) DC接続に係る工事	30,000円 (33,000円)
	(イ) DC接続の品目の変更に係る工事	2,500円 (2,750円)
備考		

別 表

別表 基本的な技術的事項

1 ST-WANダイレクトコネクト(クラウド接続)に係るもの

タイプ	品目	物理的条件	論理的条件
タイプ I	100Mb/s 200Mb/s 500Mb/s 1Gb/s	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>• VLAN-ID (当社が指定する 1~4094)</li> <li>• EtherType (0x8100 IEEE802.1q 準拠)</li> </ul>
タイプ II	100Mb/s 200Mb/s 500Mb/s 1Gb/s	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 光ファイバ種別 SM形光ファイバケーブル (JIS規格 C6835 の SSMA-10 /125 準拠)</li> <li>• コネクタ形状 LC形単心光ファイバコネクタ (IEC規格 61754-20 準拠)</li> <li>• 伝送速度/符号方式/光出力等 (1000Base-LX IEEE802.3z 準拠)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• VLAN-ID (当社が指定する 1~4094)</li> <li>• EtherType (0x8100 IEEE802.1q 準拠)</li> </ul>

2 ST-WANダイレクトコネクト(DC接続)に係るもの

品目	物理的条件	論理的条件
100Mb/s 200Mb/s 500Mb/s 1Gb/s	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 光ファイバ種別 SM形光ファイバケーブル (JIS規格 C6835 の SSMA-10 /125 準拠)</li> <li>• コネクタ形状 LC形単心光ファイバコネクタ (IEC規格 61754-20 準拠)</li> <li>• 伝送速度/符号方式/光出力等 (1000Base-LX IEEE802.3z 準拠)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• VLAN-ID (1~4094)</li> <li>• EtherType (0x8100 IEEE802.1q 準拠)</li> </ul>

附 則

## 附 則

(実施期日)

- 1 この約款は、2023年2月20日から実施します。

## 附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2024年1月29日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

## 附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2024年4月16日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。